

# 特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 山尾 憲人 様 〒530-0017 日本国 大阪府大阪市北区角田町8番1号梅田阪急ビルオ フィスタワー青山特許事務所	<h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 10px 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 10px 0;">(法施行規則第40条の2) [ P C T 規則43の2.1 ]</p>	
出願人又は代理人の書類記号 675207	発送日 (日.月.年) <span style="float: right;">28.01.2020</span> 今後の手続については、 下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2019/043257	国際出願日 (日.月.年) 05.11.2019	優先日 (日.月.年) 27.11.2018
国際特許分類 ( I P C ) A61M 27/00(2006.01) i FI: A61M27/00		
出願人 (氏名又は名称) 株式会社村田製作所		

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の欠陥
- 第VIII欄 国際出願についての意見

2. 今後の手続

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	見解書を作成した日 14.01.2020	権限のある職員（特許庁審査官） 田中 玲子 3E 9242 電話番号 03-3581-1101 内線 3346
--------------------------------------------------------------------	-------------------------	---------------------------------------------------------------

## 第 I 欄

## 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願  
 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2.  この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3.  この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式（PCT規則13の3.1(a)）

紙形式又はイメージファイル形式（PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号）

4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-10	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項		有
	請求項	1-10	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-10	有
	請求項		無

2. 文献及び説明:

文献1:JP 2015-514451 A (スミス アンド ネフュー ピーエルシー) 21.05.2015(2015-05-21)  
0073,0092-0093,0107,0143-0151, 図7,12-13,33-34  
& WO 2013/136181 A2  
0159,0178-0179,0193,0229-0237, 図7,12-13,33-34  
& US 2015/0174304 A1  
& CN 104684595 A  
文献2:JP 2009-536851 A (カリプト メディカル インコーポレーション) 22.10.2009(2009-10-22)  
0053-0054, 図6  
& WO 2007/133618 A2  
69-70, 図6  
& US 2007/0265586 A1

請求項 1

請求項 1 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 - 2 より進歩性を有しない。  
文献 1 には、吸引本体部172を有する吸引デバイスと、吸引デバイスに電力を供給する電源（電力源）と、電源の電力供給を制御する制御回路と、を備える吸引モジュールと、吸引本体部が位置する第 1 空間174aと、吸引デバイスの吸引口と連通する第 2 空間174bと、第 2 空間に位置する扁平状の吸水材180と、を備え、第 1 空間と第 2 空間は隣接して位置している、NPWTモジュールが、記載されている。（0092-0093, 図7参照）  
文献 2 には、吸引口232と、排気口235と、吸引口及び排気口と接続される吸引本体部234と備える、NPWTモジュールが、記載されている。（0053-0054, 図6参照）  
文献 1 - 2 に記載された発明は、いずれもNPWTモジュールの技術に関するもので、引用文献 1 に記載された発明において、引用文献 2 に記載された発明の構成を適用し、吸引口と、排気口と、吸引口及び排気口と接続される吸引本体部を設けるようにすることは、当業者が容易に想到し得たことである。

請求項 2 - 3

請求項 2 - 3 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 - 2 より進歩性を有しない。  
文献 1 には、吸引デバイスの吸引本体部172は、吸水材180の主面を平面視する方向から見て吸水材と重ならないNPWTモジュール、吸引モジュールの電源（電力源）及び制御回路は、吸水材の主面を平面視する方向から見て吸水材180と重ならないNPWTモジュールが、記載されている。（0092-0093, 図7参照）

請求項 4 - 6

請求項 4 - 6 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 - 2 より進歩性を有しない。  
文献 1 には、第 1 空間615, 638と第 2 空間612, 638とを覆うカバーを備えるNPWTモジュールが、記載されている。（0143-0151, 図33-34参照）  
文献 1 には、カバーにおいて第 2 空間を覆う第 1 部分は、第 1 空間を覆う第 2 部分よりも通気性が低いNPWTモジュール、カバーにより覆われる第 1 空間内に排気口（穿孔、多孔質）が開口する、NPWTモジュールが、記載されている。（0143-0151, 図33-34参照）

請求項 7 - 8

請求項 7 - 8 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 - 2 より進歩性を有しない。

## 第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

文献2には、吸引デバイスの吸気口232は、扁平状の吸水材240の主面に沿う方向に開口している、NPWTモジュール、吸気口232の開口している方向に吸水材240が位置する、NPWTモジュールが、記載されている。(0053-0054, 図6参照)  
吸引デバイスの排気口の開口する方向は、適宜選択し得るものである。

## 請求項9

請求項9に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-2より進歩性を有しない。  
文献1には、吸水材236の主面を平面視する方向から見て、吸引モジュール232, 234が位置する第1空間の領域の周りを少なくとも部分的に囲むように第2空間の領域が配置されているNPWTモジュールが、記載されている。(0107, 図12-13参照)

## 請求項10

請求項10に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-2より進歩性を有しない。  
文献1には、吸引デバイスは、圧電ポンプを備えるNPWTモジュールが、記載されている。(0073参照)